

平成25年4月19日

一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション 殿
一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 殿
一般社団法人電子情報技術産業協会 殿
一般社団法人日本船主協会 殿
一般社団法人日本通関業連合会 殿
一般社団法人日本リユース機構 殿
一般財団法人家電製品協会 殿
公益社団法人全国産業廃棄物連合会 殿
大手家電流通懇談会 殿
日本リユース業協会 殿

経済産業省産業技術環境局環境指導室
環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

マレーシア及びナイジェリア連邦共和国への使用済み電気・電子機器の輸出について
(注意喚起)

最近、我が国からマレーシア及びナイジェリアに再使用名目で輸出された使用済み電気・電子機器が、我が国へシップバックされる事案が複数件発生しています。

この原因は、我が国から再使用名目で輸出された使用済み電気・電子機器であっても、先方の国内法によってバーゼル条約上の有害廃棄物と判断されるためと考えられます。このような状況を踏まえ、マレーシア及びナイジェリア連邦共和国への再使用名目の使用済み電気・電子機器の輸出に際しては、従前通り、再使用が可能な中古品であることを輸出前に確認いただくことと併せて、輸入国の最新の規制に照らして、輸入国当局が再使用目的と判断しうる物であることを確認いただくよう周知をお願いします。参考として、別紙1にマレーシアの規制、別紙2にナイジェリア連邦共和国の規制を添付しますので、御参照ください。

<別紙一覧>

○別紙1 : GUIDELINES FOR THE CLASSIFICATION OF USED ELECTRICAL AND ELECTRONIC EQUIPMENT IN MALAYSIA

○別紙 2 : Guide for Importers of Used Electrical and Electronic Equipment into
Nigeria

<連絡先>

経済産業省産業技術環境局環境指導室

電話03-3501-4665 (直通)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

電話 03-3581-3351 内線 6887